自己破産について

大川敬之

はじめに

自己破産制度はほとんどの人にとっては一生涯、縁のない制度であり、できれば関わりたくない制度である。しかし何らかの理由で借金を返済できなくなってしまった人にとっては、人生をやり直す機会を与えてくれる、心強い制度でもある。

自己破産制度について定める「破産法」は我国において大正11年に制定されたが、平成17年に全面改正され、自己破産制度はいままで以上に利用しやすくなり、自己破産をした人がゼロから再スタートをしやすくなった。そこでまず同制度について一瞥する。

（一）　自己破産とその要件

債務者の必要最低限の生活費、財産以外は全て換価し、各債権者に、その債権額に応じて借金を返済する代わりに、残りの借金の支払義務を免除するという国が設けた救済制度、裁判上の手続きの一つのことである。破産の申立ては通常、債権者か

らも可能だが、債務者自らが裁判所に申立てる破産を一般的に「自己破産の手続」と呼ぶ。

以下の要件が必要とされる。

①債務者が多額の借金などにより経済的に破綻している。
②債務者が努力しても支払不能と裁判所が認めている。
③免責不許可事由がない。

（二）借金がゼロ(債務の支払い免除)になるまで

自己破産は2つのステップを踏んで、はじめて債務の支払いが免除され、借金がゼロになる。

1. 破産手続開始決定

債務者（破産申立人）が裁判所に自己破産の申立てを行い、裁判所に「支払不能」と認定されると「破産手続開始決定」が下りたことになる。すなわち、「債務者＝支払不能」と裁判所が認めることが、破産手続開始決定の条件である。

2. 免責許可の決定

「借金を返さなくてもよいか？」を決める手続である。この免責許可の決定が下りなければ債務の支払いは免除されず、借金はゼロにはならない。例えば、破産の原因が「免責不許可事由」に該当し、「免責を許可することが正義に反する」と裁判所が判断した場合には免責は認められない。逆にいえば、免責不許可事由に該当しなければ、裁判所は免責決定の許可をしなければならない。

実際には、破産手続開始決定が下りれば「約90％以上」は免責許可の決定が下りているとされる。

ここで債務者が免責許可の決定を受けて一番不利益を被るのは債権者である。そのため裁判所も、債務者がどのような理由（事情）によって借り入れたのか、何のために借り入れたお金を使用したのかを調査する。

以上、2つの過程を完了すると免責される。

（三） 非免責債権

免責許可の決定を受けても、すべての債権が免責されるわけではない。そのような免責の効果が及ばない債権のことを非免責債権という。

1. 租税等の請求権（破 253 I ①）

各種の税金、国民健康保険の保険料や国民年金。

破産・免責となっても税金等は支払っていかなければならないので、注意が必要である。とは言っても、破産してすぐの人が，滞納税金などを一括で支払っていくのは難しいのが現実である。前もって、役所に行って事情を話し、分納にしてもらうようにするのがいいだろう。

2. 破産者が悪意で加えた不法行為に基づく損害賠償請求権（同②）

不法行為に基づく損害賠償請求権の代表的なものをあげると、交通事故とか医療事故とかが分かりやすいだろう。非免責債権となるのは、この不法行為に基づく損害賠償請求権のうちでも、「悪意で加えた」ものに限定される。具体的には、他人の物を盗んだり，騙し取ったり、会社のお金を横領した場合や、暴力によって怪我をさせたり、死亡させたり、精神的損害を与えたりしたような、犯罪行為やそれに近い行為によって損害を与えた場合が考えられる。

3. 破産者が故意又は重大な過失により加えた人の生命又は身体を害する不法行為に基づく損害賠償請求権（同③）

「故意」とは、要するに、自分の行為が他人の権利侵害となることを認識していることである。「過失」は、不注意によって権利侵害が生じることを見逃してしまうことである。「不注意」というのは、法的な注意義務に違反することと言われる。「重大な過失」とは、この注意義務違反の程度が甚だしい場合をいう。「生命又は身体を害する不法行為」とは、つまり、人

を怪我させたり、死亡させたりするような不法行為ということである。

4.　親族関係に係わる一連の請求権（同④イ～ホ）

㋑夫婦間の協力および扶助の義務（民 752）とは、例えば、怪我で働けなくなった夫婦の一方が他方に対して他方と同程度の生活ができる程度の生活費を請求する場合などがこれにあたる。㋺婚姻費用分担義務（民 760）とは、結婚してから離婚するまでの間に、夫婦生活を維持していくために必要となる費用を夫婦で互いに負担することをいう。㋩子の監護に関する義務（民 766 等）とは、子どもの生活費，医療費，教育費など、いわゆる「養育費」を支払う義務である。㊁扶養義務（民 877～880）とは、生活に困っている人を経済的に支援してあげなければならない義務のことである。民法上扶養義務を負うのは、扶養されるべき人の「直系血族」、「兄弟姉妹」及び「3 親等内の親族」である。㋭以上これらに「類する義務」で「契約に基づくもの」も非免責債権となる。

5.　雇用関係に基づいて生じた使用人の請求権及び使用人の預かり金の返還請求権（破 253 Ⅰ ⑤）

雇用関係とは、「雇用契約」に基づく法律関係のことをいう。「使用人の請求権」とは、給料の請求権や退職金の請求権などが代表的な請求権となる。「使用人の預り金」とは、積立金など、使用者が使用人から預かっている金銭である。

6.　破産者が知りながら債権者名簿に記載しなかった請求権（同⑥）

債権者名簿とは、免責許可の申立ての際に、提出しなければいけないものである。この名簿に従って、その債権について免責を許可するのかが決定されることになる。債権者名簿にわざと特定の債権者を記載しなかった場合、その債権者からの請求権については免責されない。

7.　罰金等の請求権（同⑦）

罰金等の請求権とは，罰金の請求権、科料の請求権、刑事訴訟費用の請求権、追徴金の請求権、過料の請求権の総称である。「罰金」・「科料」とは，刑罰として強制的に取り立てられる金銭のことである。１万円以上の場合を罰金、それ未満の場合を科料という。これらに対して，「過料」とは、刑罰以外の理由で強制的に取り立てられる金銭のことである。　行政上の規律違反を犯した場合などに取り立てられるお金である。「追徴金」制度とは、犯罪に使用されたり、犯罪によって犯人が手に入れた物は本来没収すべき物だが、それを没収できなかった場合，代わりにお金を支払わせるという制度である。「刑事訴訟費用」とは、刑事訴訟をするに際して必要となった費用のことである。これらの罰金等の請求権は、いずれも非免責債権とされる。

（四）自己破産のメリット・デメリット

自己破産をするメリットとしては、借金がゼロになり、債権者からの取立てが来なくなることがあげられる。

デメリットとしては、一部の職業や資格の制限を受け、また、ローンなどの新規借入が難しくなることなどがあげられる。

自己破産制度は借金の免除を目的とする制度だが、ただ借金の支払いを免除されるだけではなく、自己破産以外の類似の制度をうけるために、さまざまな条件や制限を受ける場合がある。

（五）自己破産は最後の手段

経済的破綻に至った場合に、債務を整理する方法は自己破産の他にも「任意整理・特定調停・個人民事再生手続き」などがある。

自己破産を申し立てる前に、その他の債務整理についても理解し、自分にとって自己破産が最善の選択なのかをもう 1 度考える必要があるだろう。

＜参考文献＞

伊藤　眞　『破産法・民事再生法』（有斐閣、2009 年）
青木和則『これで納得！自己破産手続＆自己破産のデメリット』2013 年 11 月 4 日
<http://www.jiko-hasan.biz/>.
志賀貴『借金相談 自己破産と破産法の取扱説明書』2013 年 12 月 11 日
<http://blog.livedoor.jp/sinnmai01/>.